

令和8年草加市議会2月定例会 追加送付議案の概要

議案数

条例	1 件
計	1 件

令和8年2月



第26号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

令和7年人事院勧告に鑑み、初任給調整手当及び通勤手当の拡充等を行うものです。

(1) 第二種初任給調整手当の新設

新規採用職員に係る給料月額及び地域手当の1時間当たり合計額が草加市公契約基本条例に規定する労働賃金基準額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を新設するものです。

(2) 通勤手当の拡充

自動車の駐車のための施設等を利用する職員に対し、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの料金に相当する手当を通勤手当に追加するものです。

(3) 条文の所要の整備

職員の給与条例の改正に伴い、関係条例の条文の所要の整備を行うものです。

【施行期日】

令和8年4月1日から施行します。

【総務部職員課】